平成２７年（フ）第６８号
埼玉県草加市旭町６丁目13番22―402号、旧住所埼玉県吉川市保１丁目31番地８
破産者　佐藤　正一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番６―502号
破産者　山本　雄輝
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６４０号
京都府長岡京市一里塚２番地15　ブルースカイマンション305、開始決定時の住所京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字鳥居前８番地４Ｎ―206
破産者　林　　禎之
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市豊富町豊富2258番地
破産者　福永きよみ
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４５号
愛媛県西予市宇和町稲生21番地２
破産者　川野　豊隆
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１３４７号
福岡市西区大字飯氏963番地11
破産者　川杉　元一
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３４８号
福岡市西区大字飯氏963番地11
破産者　川杉　則子（旧姓三谷）
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３６号
福岡市城南区長尾１丁目18番23号、前住所福岡県小郡市小郡2447番地５
破産者　小塩　和輝
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１０号
福岡市東区多々良１丁目37番12号
破産者　リラックスこと　藤江　一寛
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３０号
福岡市東区舞松原２丁目17番40号、前住所福岡市東区名子３丁目20番18―301号
破産者　知花　勝之
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３１号
福岡市東区舞松原２丁目17番40号、前住所福岡市東区名子３丁目20番18―301号
破産者　知花美枝子
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９号
函館市戸倉町159番地６
破産者　欠端　　出
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３０号
秋田市仁井田字西潟敷459番地
破産者　櫻庭　知広
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５６号
横浜市都筑区牛久保３丁目３番22―602号
破産者　佐々木康次郎
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０８号
横浜市南区万世町１―19ロイヤルマンション203号、住民票上の住所横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟305号室
破産者　志賀　広樹
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８２号
横浜市鶴見区下末吉６丁目７番20号　サンフラッツＣ２―Ｂ
破産者　滝沢　真吾
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８４号
横浜市青葉区奈良５丁目16番地６　レックスハイムⅡ103
破産者　村田　文子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２号
愛知県岩倉市大市場町郷廻432番地
破産者　川井　吉彦
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部